

平 3 0 年 1 0 月 2 9 日
東京土地家屋調査士会
研 修 部

「平成 3 0 年度法令実務(会員教養)研修会」配付資料の 事前公開について（お知らせ）

平素は、会務運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記研修会（日時：11月5日（月）午後1時30分開講／会場：「なかのZERO」大ホール）の開催につきましては、去る10月5日付け東調研発第35号（ハガキ）をもってお知らせしたところであり、会員各位におかれては、既に出席のご予定をいただいているものと思います。

そこで、当該研修内容をより深くご理解いただくことを目的として、研修会当日に配付する資料を、事前に本会のホームページをもって公開することと致しました。

つきましては、あらかじめ当該資料をご一読の上、研修会に臨まれますよう、お知らせ致します。

なお、このことにより、会員各位において、**事前に当該資料を印刷され、あるいはタブレット端末等を利用した電磁的資料として、ご持参・受講いただけることをお願い申し上げます**、研修会当日は、希望者に対してのみ、紙媒体による資料の配付を行うこととさせていただきましたので、併せてお知らせ致します。

平成30年度法令実務(会員教養)研修会 配布資料

1. 開催日 平成30年11月5日(月)

2. 会場 なかのZERO 大ホール

3. 目次

【第一部(1頁～23頁)】

テーマ: 改正個人情報保護法と土地家屋調査士の業務との
関連について

講師: 柳楽 久司 弁護士(銀座ライツ法律事務所)

【第二部・第三部(24頁～28頁)】

第二部テーマ: 狂言のおはなしと狂言の実演「棒縛」

第三部テーマ: 狂言に関する基本的な組み立て方である「序破急」

を基に言葉の伝え方, 表現, 師弟関係について学ぶ

講師: 狂言師 和泉 元彌 氏



東京土地家屋調査士会

【 第一部 】

改正個人情報保護法と土地家屋調査士の業務との 関連について

講 師 柳 楽 久 司 弁 護 士 (銀座ライツ法律事務所)

柳楽 久司 弁護士（銀座ライツ法律事務所）

略歴

1998 年 03 月 東京大学法学部卒業
2000 年 04 月 司法研修所（54 期）
2001 年 10 月 弁護士登録，山崎司平法律事務所勤務
2011 年 04 月 銀座ライツ法律事務所設立に参加

公職・役職等

2005～2011 年度 筑波大学法科大学院非常勤講師
2010～2012 年 年金記録確認東京地方第三者委員会 委員
2011～2014 年度 第二東京弁護士会 研修センター 副委員長
2015 年度 第二東京弁護士会 副会長
2016 年度～ 日本弁護士連合会 研修委員会 副委員長
2016 年度～ 日本弁護士連合会 リーガル・アクセス・センター 副委員長
2016 年度 第二東京弁護士会 常議員
2016 年度 第二東京弁護士会 研修センター 委員長
2016 年度 第二東京弁護士会 リーガル・アクセス・センターWG 座長
2016 年度 第二東京弁護士会 各種法律相談・弁護士紹介等担当者名簿に関する規則等に関する検討WG 座長
2016 年度 第二東京弁護士会 選挙制度改革プロジェクトチーム 座長
2016 年度～ 第二東京弁護士会 法律相談センター運営委員会 副委員長
2017 年度 第二東京弁護士会 リーガル・アクセス・センター運営委員会 委員長

執筆活動

事例式 境界・私道トラブル解決の手引（共著）
借地借家 紛争事例データファイル（共著）

得意分野

ビジネススキーム策定段階における法的支援，契約書の作成（既存の契約書のリスク洗い出し及び改訂），企業コンプライアンス，商取引一般，知的財産，中小企業の事業再生，交通事故，不動産，借地借家，相続，刑事事件等

土地家屋調査士業務と 個人情報保護法

2018年11月5日 平成30年度法令実務研修会

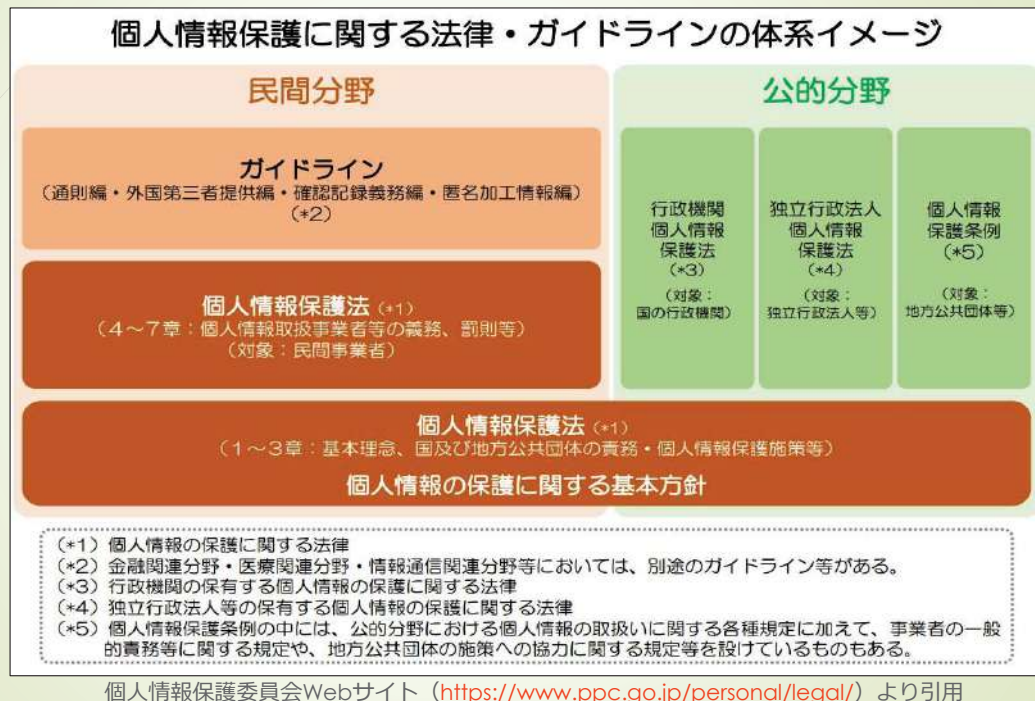
弁護士 柳 楽 久 司 （第二東京弁護士会所属）

2

土地家屋調査士倫理規程の改正 （平成30年6月20日施行）

- 第23条2項 事件の記録を保管又は廃棄するに際しては、関係法令並びに
 - ① **個人情報の保護に関する法律**
 - ② 個人情報の保護に関する法律についての**ガイドライン（通則編）**
 - ③ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）
 - ④ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録編）
 - ⑤ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）を遵守し、**依頼者及び関係者の秘密事項及び個人情報が保護されるよう注意**しなければならない。
- 第44条 調査士は、業務の遂行上収集した資料は、成果物として依頼者に交付するものを除き、関係法令並びに【上記①～⑤】等を遵守し、**個人情報の保護に留意して、管理**しなければならない。

個人情報保護法制の全体像①



個人情報保護法制の全体像②

- 複雑な適用関係
 - 例) 私立高校の生徒名簿は？ 県立高校の場合は？ 国立大学の場合は？
- 個人情報保護法は、具体的な制度の詳細の多くを政令や委員会規則に委任。
- ガイドラインは法律や規則そのものではないが、事業者が講ずるべき措置等について委員会（≡国）が定めた具体的な指針であり、重要（法4条，8条，60条）。
 - ガイドラインで「しなければならない」「してはならない」と書いてある事項
→ 従わなかった場合，法令違反と判断される可能性
 - ガイドラインで「努めなければならない」「望ましい」と書いてある事項
→ 努力義務。直ちに法令違反と判断されることはないが，遵守するのが望ましい
- 基本視点は「利活用の促進」と「個人の権利利益の保護」のバランス（法1条）。

おさえておくべき用語の定義① ～「個人情報」とは

- 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するもの（法2条1項）
 - ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
 - ② 個人識別符号が含まれるもの
指紋認証データ、顔認識データ（法2条2項1号）、マイナンバー、運転免許証番号など（同2号）
- 「生存する個人」に関する情報は、「個人識別性」があればあらゆる情報が個人情報になる。
例）コンビニに陳列されている商品の名称は個人情報ではないが、「Aが買った商品の名称」は個人情報になる。

おさえておくべき用語の定義① ～「個人情報」とは

- 公開されている情報であっても個人情報である。
例）個人Aの住所や電話番号は、たとえA本人がそれをインターネットで公表したり電話帳に掲載したりしていても、個人情報である。
ただし、「Aの」ということが容易にわからなければ、個人情報ではない。
- 事業者がサービス提供のために顧客に付与しているID（現時点では個人識別符号に該当しないとされている）は、それ単体では特定の個人を識別することは難しくとも、事業者が別途、氏名、住所、生年月日等の情報を取得しており、サービス提供のためのIDと氏名等の情報が容易に照合できるのであれば、個人情報に該当する。

おさえておくべき用語の定義② ～「個人データ」とは

- 「個人データ」 = 「個人情報データベース等」を構成する個人情報（法2条6項）
「個人情報データベース等」（法2条4項，令3条2項）
= 個人情報をコンピュータ等で検索できるような体系的に構成したもの
（目次，索引その他検索を容易にするためのものを有するもの）
※ 電子データだけでなく，紙媒体も該当する。 例）紙媒体の住所録
- 散在する個人情報は，「個人情報」ではあるが「個人データ」ではない
 - 机の上に名刺が1枚置いてあるだけでは，その名刺に書かれた情報は「個人情報」ではあるが「個人データ」ではない。この名刺を一定の法則に従ってファイリングすれば「個人データ」となる。
 - ＜個人データに該当する例＞（ガイドライン通則編p.19）
個人情報データベース等から外部記録媒体に保存された個人情報
個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報
 - ＜個人データに該当しない例＞（通則編p.19）
個人情報データベース等に入力する前の，入力用の帳票にある個人情報

おさえておくべき用語の定義③ ～「保有個人データ」とは

- 「保有個人データ」 = 個人情報取扱事業者が，開示，訂正，削除等の権限を有する個人データで，一定の類型を除外したもの（法2条7項，令4条・5条）。
- 「個人データ」のうち，以下を除外したものが「保有個人データ」。
 - ① 他人から委託を受けた情報（→開示・訂正などの権限を持たない）
 - ② 存否が明らかになることにより公益その他の利益を害する情報（令4条） 例）総会屋情報
 - ③ 6か月以内に消去する情報（令5条）

おさえておくべき用語の定義④ ～ その他の用語

- **「要配慮個人情報」**（法2条3項，令2条，規5条）
 - 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する**不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの**として政令で定める記述等が含まれる**個人情報**
 - ・ 身体障害、知的障害、精神障害
 - ・ 健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査を含む）
 - ・ 保健指導，診療・調剤情報
 - ・ 本人を被疑者として逮捕，搜索，公判等の刑事事件手続が行われたこと
 - ・ 本人を非行又はその疑いのある者として少年事件の手続が行われたこと
 - 要配慮個人情報の取得には，原則として，事前の本人同意が必要（法17条2項）
 - オプトアウト方式での第三者提供ができない。

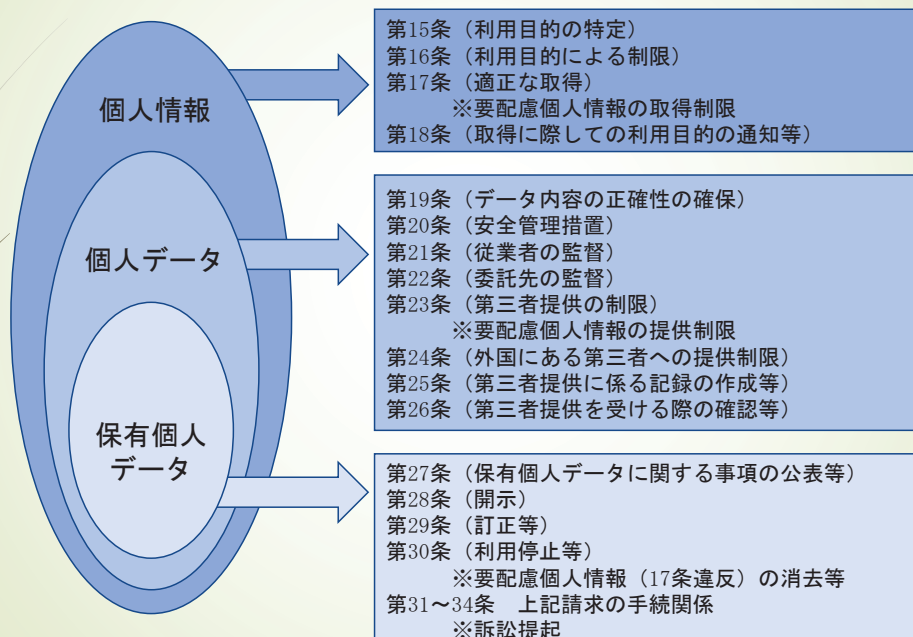
おさえておくべき用語の定義④ ～ その他の用語

- **「匿名加工情報」**（法2条9項）
 - **特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報**であって、当該**個人情報を復元することができないようにしたもの**。
 - 本人同意なしに第三者提供できるデータ類型を創設するため，個人識別性を低減させた「個人に関する情報」を，「匿名加工情報」として新設。
 - 個人識別性がなくなるので**「個人情報」ではなくなるが**，安全管理のためその取扱いに一定のルールを設けた（法36～39条）。
 - 本来の利用目的外での利用が可能。
 - 本人の同意なく第三者提供が可能。※ただし公表が必要。
 - 識別行為（他の情報と照合して個人を識別しようとする行為）は禁止される。

おさえておくべき用語の定義④ ～ その他の用語

- 「個人情報取扱事業者」(法2条5項)
 - = 「個人情報データベース等を事業の用に供している者」
(国の機関, 地方公共団体, 独立行政法人等を除く)
- 平成27年法改正(平成29年5月30日全面施行)により「5000人要件」が撤廃。
→ 個人情報データベース等を利用しているすべての事業者が「個人情報取扱事業者」に該当。
- 営利・非営利を問わない。
- 民間の事業者であれば法人格の有無も問わない。 例) 町内会, 同窓会
- 個人も該当。

「個人情報取扱事業者の義務」全体像



個人情報取扱事業者の義務①

～「利用目的」のルール 「個人情報」全般が対象

■ 利用目的の特定（法15条1項）

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

<特定されている例・されていない例>（通則編p.26～27）

○「□□事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用します。」

×「事業活動に用いるため」、「マーケティング活動に用いるため」

■ 利用目的の変更（法15条2項、法18条）

■ 変更前の利用目的との関連性が必要（法15条2項）

■ 利用目的を変更した場合は、「本人への通知」か「公表」（法18条）

個人情報取扱事業者の義務①

～「利用目的」のルール 「個人情報」全般が対象

■ 利用目的による制限（法16条）

特定した利用目的の範囲を超えて個人情報を利用してはならない。利用目的の範囲を超えた利用をする場合は、あらかじめ本人の同意が必要。

ただし、一定の場合は、本人の同意は不要（法16条3項、通則編p.29～31）

① 法令に基づく場合

例）警察の捜査関係事項照会、税務調査、弁護士法23条の2照会への対応など

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

例）急病人の家族の連絡先を医師に伝える場合など

③ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合

例）児童虐待のおそれのある家庭情報を、自動相談所、警察、学校等が共有

④ 国や地方公共団体等に協力する場合

個人情報取扱事業者の義務②

～「取得」のルール 「個人情報」全般が対象

■ 適正な取得（法17条1項）

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

＜不正取得の例＞（通則編p.31～32）

- ・ その個人情報が不正の手段で取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、その個人情報を取得する場合
- ・ 第三者提供制限に違反して個人情報が提供されようとしていることを知り、又は容易に知ることが出来るにもかかわらず、その個人情報を取得する場合

など

■ 要配慮個人情報の取得制限（法17条2項）

要配慮個人情報の取得には、原則として、あらかじめ本人の同意が必要。

一定の例外（法17条2項）にあたる場合は同意が不要（具体例は通則編p.33～）

個人情報取扱事業者の義務②

～「取得」のルール 「個人情報」全般が対象

■ 取得に際しての利用目的の通知又は公表（法18条）

- 利用目的を「あらかじめ公表」していない場合は、取得後速やかに利用目的を本人に通知するか、又は公表しなければならない（法18条1項）。

＜「公表」の方法＞（通則編p.23）

- ・ 自社のホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載
- ・ 自社の店舗や事務所等におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布

- 契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面（電磁的記録を含む）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならない（法18条2項）。

＜「明示」の方法＞（通則編p.37）

- ・ （紙の場合）約款に利用目的を記載している場合は「ここに記載がある」と伝える。
- ・ （ネット申込の場合）送信ボタンをクリックする前の画面に表示する。

個人情報取扱事業者の義務②

～「取得」のルール 「個人情報」全般が対象

■ 取得に際しての利用目的の通知又は公表（つづき）

■ 以下の場合、利用目的の通知等はしなくてもよい（法18条4項）（通則編p.38～39）

- ① 本人又は第三者の生命，身体，財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
例）児童虐待の加害者の情報を取得する場合，加害者に通知する必要はない。
- ② 個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
例）暴力団等の反社情報や悪質な業務妨害者の情報を他の事業者から取得する場合，暴力団や業務妨害者にその情報の利用目的を通知する必要はない。
- ③ 国の機関又は地方公共団体による法令事務への協力をするのに必要な場合
- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
例）・エアコンを買った客から設置場所の住所と連絡先電話番号を取得するような場面で，エアコンの設置作業のためにだけその個人情報を利用する場合
・名刺交換をする場合で，その利用目的が今後の連絡のためだけである場合（名刺をDM送付に利用するのは自明の利用目的には該当しないことも）

個人情報取扱事業者の義務③

～「管理」のルール 「個人データ」が対象

■ 正確性・最新性の確保（法19条）

「個人情報取扱事業者は，利用目的の達成に必要な範囲内において，個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに，利用する必要がなくなったときは，当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」

→ 努力義務

■ 安全管理措置（法20条）

「個人情報取扱事業者は，その取り扱う個人データの漏えい，滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」

→ 安全管理措置は努力義務ではない。

（※具体的な安全管理措置については後述）

個人情報取扱事業者の義務③

～「管理」のルール 「個人データ」が対象

■ 従業員の監督（法21条）

「個人情報取扱事業者は、その**従業員**に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する**必要かつ適切な監督を行わなければならない**。」

- 雇用契約下にある従業員に限らず、取締役、執行役、理事、監査役、派遣社員等も含む。

＜必要かつ適切な監督を行っていない例＞ （通則編p.42）

- ・個人データが入ったノートPCやUSBメモリが繰り返し持ち出されていたにもかかわらずその行為を放置した結果、PCやUSBメモリが紛失され、個人データが漏えいした。

■ 委託先の監督（法22条）

「個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する**必要かつ適切な監督を行わなければならない**。」

- 適切な委託先の選定、委託契約の締結、委託先における個人データ取扱状況の把握

個人情報取扱事業者の義務④

～「第三者提供」のルール 「個人データ」が対象

■ 本人同意の原則（法23条1項）

- **個人データ**を第三者に提供するときは、**原則として本人の同意が必要**。

■ **以下の場合には同意が不要**。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

個人情報取扱事業者の義務④

～「第三者提供」のルール 「個人データ」が対象

■ オプトアウトによる第三者提供（法23条2～4項）

一定の要件のもとで、本人の同意なしに個人データの第三者提供を可能とする制度。ただし、要配慮個人情報はこの方法による第三者提供はできない。

<要件>

次の5項目をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出ることが必要（届け出た事項は公表される）

- ① 第三者への提供を利用目的とすること
- ② 第三者に提供される個人データの項目
- ③ 第三者への提供の方法
- ④ 本人の求めがあれば当該本人の個人データの第三者提供を停止すること
- ⑤ 本人の求めを受け付ける方法

個人情報取扱事業者の義務④

～「第三者提供」のルール 「個人データ」が対象

■ 第三者提供に該当しないもの（法23条5項）

① 委託（1号）

例）販売店が商品の配送のために宅配業者に個人データを渡す場合

② 事業の承継（2号）

例）合併、分社化により、新会社に個人データを渡す場合

③ 共同利用（3号）

例）グループ企業での利用

<要件> 以下の項目をあらかじめ通知 or 容易に知りうる状態にしておく

- ① 特定のものと共同利用する旨
- ② 共同利用する個人データの項目
- ③ 共同利用者の範囲
- ④ 利用目的
- ⑤ 責任者の氏名又は名称

個人情報取扱事業者の義務④

～「第三者提供」のルール 「個人データ」が対象

- 外国にある第三者への提供制限（法24条）
※ガイドライン外国にある第三者への提供編
 - あらかじめ、「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」が必要
※単なる第三者提供の同意とは異なる。
 - 法23条が適用されない。
 - ・オプトアウト方式の第三者提供ができない。
 - ・委託や共同利用の場合でも、法24条の同意、
確認提供記録作成(法25, 26条)が必要

個人情報取扱事業者の義務④

～「第三者提供」のルール 「個人データ」が対象

- 第三者提供時の確認・記録義務（法25条・26条）
※ガイドライン確認・記録編
 - 「不正流通の抑止」と「トレーサビリティの確保」が目的。
 - 「第三者提供する側」が講ずるべき「記録」の義務（25条）
提供先の氏名等、本人の氏名等、個人データの項目など、を記録。
 - 「受け取る側」が講ずるべき「確認・記録」の義務（26条）
データ提供者の氏名と住所、データ提供者が当該個人データを
取得した経緯などを確認、記録。
 - 記録は3年保存。

個人情報取扱事業者の義務⑤

～「開示請求等」のルール「保有個人データ」が対象

- 保有個人データに関する事項の公表等（法27条）
 - 保有個人データの利用目的，開示等に必要な手続，苦情の申出先等について，本人の知りうる状態に置かなければならない（法27条1項）
 - 本人から保有個人データの利用目的の通知を求められたときは，原則として，遅滞なく，本人に通知しなければならない（法27条2項）
 - ＜例外＞ ・ 1項の措置により利用目的が明らかな場合
 - ・ 法18条4項1～4号の場合（利用目的の通知等が不要な場合）
- 保有個人データの開示（法28条）※裁判請求権あり
 - 本人から保有個人データの開示請求があった場合は，原則として，遅滞なくこれに応じなければならない。
 - ＜例外＞ ・ 本人または第三者の生命，身体，財産その他の権利利益を害するおそれ
 - ・ 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれ
 - ・ 他の法令に違反することとなる場合

個人情報取扱事業者の義務⑤

～「開示請求等」のルール「保有個人データ」が対象

- 保有個人データの訂正等（法29条） ※裁判請求権あり

本人から，保有個人データの訂正，追加又は削除の請求を受けたとき

→ 「利用目的の達成に必要な範囲で」調査を行い，その結果に基づき，訂正等を行わなければならない。
- 保有個人データの利用停止等（法30条） ※裁判請求権あり

16条違反（目的外利用）・ 17条違反（不正取得）を理由とする利用停止又は消去の請求

23条1項， 24条（第三者提供制限の違反）を理由とする第三者提供の停止請求

→ 請求に理由があるときは，原則として利用停止等に応じなければならない。
- 訴え提起の要件（法34条）

あらかじめ裁判外での請求をして，拒否or 2週間放置されることが必要。

個人情報取扱事業者の義務 ～ まとめ・その1

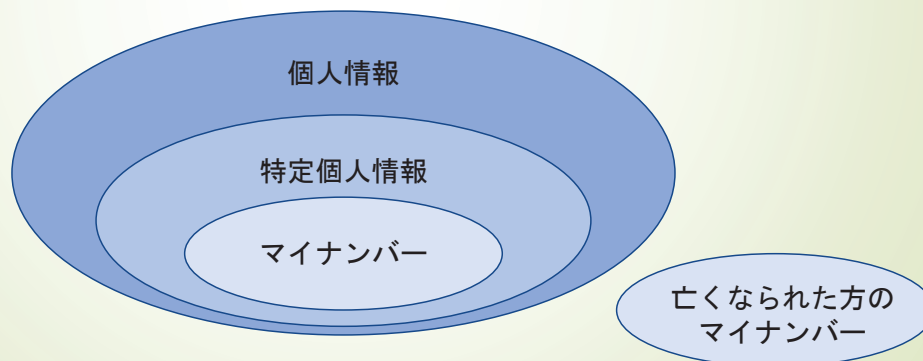
- **「個人情報」** → 法15～18条の義務だけ負う。
 = 利用目的を定める。利用目的を本人に知らせる（通知・公表）。利用目的の範囲内で利用する。不正な方法の取得はしない。
- **「個人データ」** → 法15～18条の義務に加え、19～26条の義務を負う。
 = 漏えい等をしないよう安全に管理する義務。第三者提供には原則として本人の同意が必要。第三者提供をする/受ける場合の確認・記録義務。
- **「保有個人データ」** → 法15～26条に加え、27～34条が適用される。
 = 本人から、開示・訂正・追加・利用停止等の請求があったときは、適切に対応する。

個人情報取扱事業者の義務 ～ まとめ・その2

1. **「取得する」** ときのルール
 ・ 利用目的を本人に知らせる ・ 不正な取得をしない
2. **「利用する」** ときのルール
 ・ 利用目的の範囲内で利用する ・ 目的外利用をするときは本人同意
3. **「保管する」** ときのルール
 ・ 漏洩，滅失，毀損をしないよう適切に管理する
4. **「他人に渡す」** ときのルール
 ・ 「個人データ」を渡す場合は原則本人の同意が必要
5. **「開示等を求められた」** ときのルール
 ・ 開示等を求められたら適切に対応する

「マイナンバー」について① ～「特定個人情報」とは

- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
＝ 通称「番号法」 or 「マイナンバー法」
- 生存する人のマイナンバー（個人番号）は「個人情報」に該当。
- マイナンバー をその内容に含む 個人情報を「特定個人情報」という。



「マイナンバー」について② ～「個人情報」と「特定個人情報」の違い

	個人情報・個人データ	特定個人情報
利用目的	事業者が自由に設定できる	税・社会保障・災害対策に限定（同意があっても×）
不要になったとき	遅滞なく消去（努力義務）	保存期間満了後速やかに廃棄
安全管理措置	基本的に差異はない	
第三者提供	本人の同意があれば可能	できる場面が限定されており、同意の有無は無関係。
委託	委託先の監督	委託先の監督 + 再委託の制限
漏えい等の場合の措置	一定の場合に個人情報保護委員会への報告	個人情報保護委員会への報告が法律上の義務とされる対象が増えている

漏えい等が発生した場合の対応①

1. 事業者において個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応（概要）

対象事案

- ✓ 個人データ（特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい、滅失又は毀損
- ✓ 加工方法等情報（匿名加工情報の加工の方法に関する情報等）の漏えい
- ✓ これらのおそれ

望ましい対応

- (1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡（事案に応じて）
- (6) 事実関係及び再発防止策等の公表（事案に応じて）

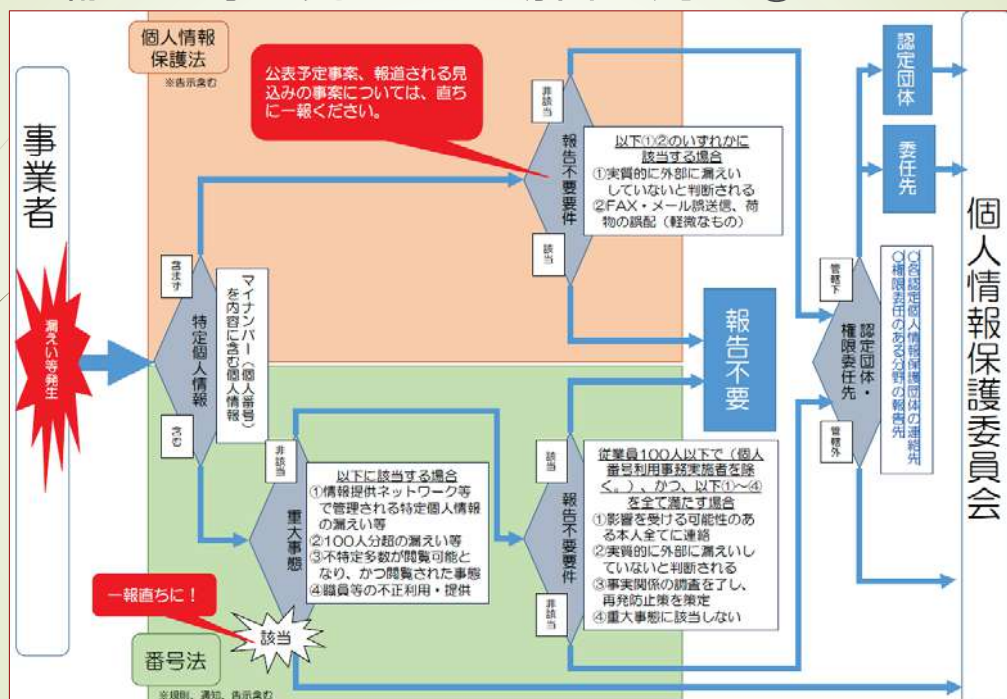
努力義務

個人情報保護委員会等への
速やかな報告

※なお、別途、業法等で監督当局への報告が義務付けられている場合もあるため、注意が必要です。

個人情報保護委員会Wサイト（<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/leakAction/>）より引用

漏えい等が発生した場合の対応②



個人情報保護委員会サイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/tadashiirikai_kojin_tokutei.pdf）より引用

罰則① ～ 個人情報保護法（事業者関係）

- **データベース等提供罪**（法83条）
 - ・業務に関して取り扱った個人情報データベース等（全部or一部，複製・加工物も）を
 - ・自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で，提供し，又は盗用したとき
 - ・1年以下の懲役 or 50万円以下の罰金
- **命令違反**（法84条）
 - ・法42条2項又は3項の是正命令に違反したとき ★命令前置 → 直罰ではない。
 - ・6月以下の懲役 or 30万円以下の罰金
- **検査妨害等**（法85条1号）
 - ・法40条の検査に対し，虚偽報告などをしたとき
 - ・30万円以下の罰金
- **第三者提供における確認事項の虚偽申告**（法88条1号）
 - ・個人データの提供時に提供先が確認を求めた事項について偽った場合
 - ・10万円以下の過料

罰則② ～ マイナンバー関係

- **特定の公務員を対象とする罰則**

特定の者による権限乱用，不正使用など
- **マイナンバー取扱者を対象とする罰則**

業務で取り扱ったマイナンバーの不正提供，盗用など
- **誰でも対象とする罰則**
 - ・管理侵害行為による取得（暴行脅迫，窃盗，施設侵入，不正アクセス等）（番51条）

3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金
 - ・命令違反（個人情報保護委員会から命令を受けたものが命令に違反）（番53条）

2年以下の懲役 or 50万円以下の罰金
 - ・検査妨害等 （番54条）

1年以下の懲役 or 50万円以下の罰金
 - ・通知カード・マイナンバーカードの不正取得（番55条）

6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金

事務所の運営上やるべきこと ～ 「講ずべき安全管理措置」の全体像 ～

- 「講ずべき安全管理措置の内容」 （通則編別添p.86～98）
 - ① 基本方針の策定
 - ② 個人データの取扱いに係る規律の整備
 - ③ 組織的安全管理措置
 - ④ 人的安全管理措置
 - ⑤ 物理的安全管理措置
 - ⑥ 技術的安全管理措置
- 「中小規模事業者」（①従業員100人以下，かつ，②取扱データ件数が過去6か月で一度も5000件を超えたことがない者）は，講ずべき安全管理措置が緩和されている。

事務所の運営上やるべきこと ～ 安全管理措置・その1 ～

- 基本方針を策定する

「プライバシーポリシー」，「個人情報保護方針」など。名称は自由。

< 典型的な構成 >

 1. 序文
 2. 利用目的
 3. 安全管理
 4. 第三者提供の有無
 5. 開示・訂正・利用停止等の求め
 6. お問い合わせ窓口

事務所の運営上やるべきこと ～ 安全管理措置・その2～

■ 取扱規程（内部規程）を策定する

個人データの取得，利用，保存等を行う場合の基本的な取扱ルールを定める。

■ 責任者を決める（組織的安全管理措置）

個人データに接する者が複数いる場合は責任者を決める。事故時の連絡体制も確認する。

■ ルールに従った運用の確認と点検（組織的安全管理措置）

取扱規程に沿った取扱いがなされていることを責任者が定期的に確認する。

■ 従業員教育（人的安全管理措置）

個人データの秘密保持義務につき就業規則化。従業員に対する定期的な研修など。

事務所の運営上やるべきこと ～ 安全管理措置・その3～

■ 物理的（空間的）な安全性を確保する（物理的安全管理措置）

- ・紙媒体の個人データは施錠できるキャビネットに保存する
- ・個人データを閲覧できる端末を限定する
- ・個人データを持ち運ぶとき（書類・USBメモリ）の紛失・盗難防止措置など

■ パソコン上の安全性を確保する（技術的安全管理措置）

- ・パソコン端末のパスワード設定
- ・パソコンのウイルス対策
- ・ファイアウォールによる不正アクセス遮断
- ・OS等をなるべく最新版にアップデートなど

日常業務の上での留意点

■ 「取得」の場面での留意点

- 「利用目的」との関係が重要。
- 不要な個人情報は取得しない。
- マイナンバーは取得しない。

■ 「第三者提供」の考え方

- 相手に渡るのは「個人データ」か「個人情報」か？
- 「プライバシー」に対する配慮は必要。 例) 不要な個人情報はマスク処理
- 倫理規程44条「成果物として依頼者に交付するものを除き」

■ メール・FAXの誤送信に注意

- 秘密保持義務（土地家屋調査士法24条の2）

ご清聴
ありがとうございました。

第 1 条～第 22 条」 (略)」 」 (事件記録の保管等) 第 23 条」 調査士は、事件の内容、書類その他特に留意すべき事項について、記録を作成し、保管しなければならない。 2」 事件の記録を保管又は廃棄するに際しては、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) <u>並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (外国にある第三者への提供編) 委員会告示第 6 号)</u>、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (外国にある第三者への提供編) (平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号) 及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (匿名加工情報編) (平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号) を遵守し、依頼者及び関係者の秘密事項及び個人情報保護されるように注意しなければならない。 第 24 条～第 43 条」 (略)」 」 (収集資料の取扱い) 第 44 条」 調査士は、業務の遂行上収集した資料は、成果物として依頼者に交付するものを除き、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編) (平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (外国にある第三者への提供編) (平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号) 及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (匿名加工情報編) (平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号) 等を遵守し、個人情報の保護に留意して、管理しなければならない。 第 45 条～第 66 条」 (略)」 」 附 則」 (略)」 」 附 則 (第 23 条、第 44 条)」 (施行期日)」 <u>この規程は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。</u> 」	第 1 条～第 22 条」 (同左)」 」 (事件記録の保管等) 第 23 条」 (同左) 2」 事件の記録を保管又は廃棄するに際しては、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) <u>及び法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン (平成 21 年 9 月 30 日法務省告示第 453 号)</u> を遵守し、依頼者及び関係者の秘密事項及び個人情報の保護されるように注意しなければならない。 」 」 」 」 第 24 条～第 43 条」 (同左)」 」 (収集資料の取扱い) 第 44 条」 調査士は、業務の遂行上収集した資料は、成果物として依頼者に交付するものを除き、関係法令並びに個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) <u>及び法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン (平成 21 年 9 月 30 日法務省告示第 453 号)</u> 等を遵守し、個人情報の保護に留意して、管理しなければならない。 」 」 」 」 第 45 条～第 66 条」 (同左)」 」 附 則」 (同左)」 」 <u>(新設)」</u>
---	--

■個人情報保護方針 （サンプル）

【〇〇（事務所名）】（以下、「当事務所」といいます。）は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令並びに内部規程を遵守し、当事務所で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行います。

1. 利用目的

当事務所は、個人情報を以下の目的で利用します。

- (1) 土地家屋調査士業務の遂行のため
- (2) 年賀状等の挨拶状の送付または送信のため
- (3) 各種お問い合わせへの対応のため

2. 安全管理措置

当事務所は、個人情報を適切に管理し、漏えい、滅失、毀損等の予防に必要な安全管理措置を講じます。

3. 第三者提供

当事務所は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供しません。

- (1) あらかじめ本人の同意を得た場合
- (2) 法令の規定に従って提供または開示する場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4. 開示、訂正、利用停止等の請求

個人情報の開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合は、法令の定めに従って速やかに対応いたします。具体的な方法につきましては個別にご案内しますので、下記お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

なお、お申し出が法令の要件を満たさない場合、または法令により開示等を拒絶することが認められる事由がある場合には、お申し出に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

5. お問い合わせ窓口

住所：東京都〇〇区・・・

電話：０３－・・・

受付時間：平日午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

【 第二部・第三部 】

第二部テーマ：狂言のおはなしと狂言の実演「棒縛」

第三部テーマ：狂言に関する基本的な組み立て方である「序破急」
を基に言葉の伝え方，表現，師弟関係について学ぶ

講 師 狂言師 和泉 元彌 氏

狂言和泉流宗家の
〇〇五八の年の伝統〇〇

狂言とは・・・

言葉としぐさからなる日本芸能の原点と言われるものです。狂言は日本の伝統芸能の中にあつて唯一素顔で演じるものとして現代の感性をそのまま表現される優れた舞台芸術です。その価値評価は日本にあつてよりも海外で大変高いのも皮肉なものです。

表現・感情が乏しいと言われる日本の伝統芸能の中にあつて、実に豊かな表現とその表情が言葉を超越して理解される素晴らしさは狂言に携わるものの心の表現、心の味付けに他なりません。例外的に仮面をつける神仏、動物なども能面の一見無表情のように見えるものとは違って、すでに狂言面には喜怒哀楽の表情を備えている点が、いかにも能面とは違った楽しさを与えてくれますが、それとても素顔に勝るとまではゆきません。

心の表現、素顔の表情これひとつをとつても日本人の心の表情を豊かに蓄えた伝統美は血で受け継がれている点にも格別の根拠があるからでしょう。

また狂言の言葉は室町時代の日常語ですが、言葉のアクセントの正確さが言葉の正しい理解と想像を生み、言葉の永遠的魅力を持った美しさは記譜できる音楽性さえも兼ね備えており、何百年たった今日でもその響きが生き生きとして伝わって、流行語は流行りすたりがあつても基本となる日常語は、不変であることをものがたっているのです。

まさにその国の国語としての価値を伝えていると言つても過言ではありません。

* いかなる芸能も百聞は一見にしかず。狂言の楽しさ・素晴らしさは是非、能楽堂にて実感してください。

和泉流とは・・・

後花園天皇の代に発し京都山科を中心に流儀を保ち、七代目宗家から尾張徳川藩祖に召抱えられ和泉守に任ぜられ、百石の扶持を与えられ大阪夏の陣にも参加したと伝えられております。

尾張に居を移す以前京都に於いては永く近衛侯の庇護を受け、和泉流の定め扇も「近衛引」と称するものがこの頃の姿を伝えています。今日二十代、五百七十余年の伝統を誇る日本狂言界の二大流儀の一方を代表する流儀として和泉元彌は和泉流二十代目の宗家を継承し、責任ある立場にあります。

宗家とは・・・

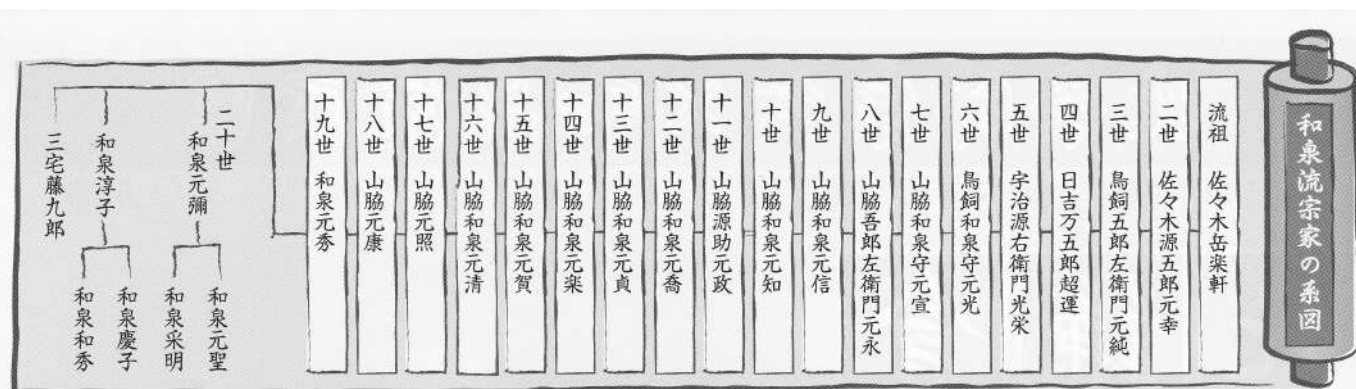
一、宗家の家は必ず系譜にもとづいて伝世している。

それによつて宗家の位置が確認できる。

一、宗家の家には必ずこれを支える系譜がある。

宗家とは、この系譜によつてのみ定められる。

一、言葉を変えて表現すれば宗家の正統性はその系譜によつて認証される。これがわが国の宗家制度の根源的な考え方、つまり定義様式である。



へプロフィール

狂言和泉流二十世宗家 和泉元彌

一九七四年生まれ。和泉流十九世宗家と泉元秀の嫡男。祖父は人間国宝九世三宅藤九郎。修行は一歳半から始まり、四歳の時「鞠猿」で初舞台。九歳で狂言最高の格式を持つ「三番叟」、以来「奈須與市語」「金岡」、史上最年少十六歳で秘曲「釣狐」、二十歳で大曲「花子」を抜き、二十世宗家継承者成人披露を行う。二一歳で宗家継承。二四歳で一子相伝「狸腹鼓」を真の型で初演。また近年は和泉流の最奥秘曲「比丘貞」「枕物狂」を抜き新たな境地に。和泉流宗家の自主公演、世界遺産の伊勢神宮をはじめとした神社仏閣での奉納、自治体主催公演、学生の鑑賞教室、万博をはじめ海外公演など狂言の普及につとめる。次代を担う和泉元聖、和泉和秀、和泉采明、和泉慶子をはじめ、後進の育成にもつとめている。

また、紅白歌合戦の司会や大河ドラマ「北条時宗」主演、明治座・コマ劇場などでの座長公演など多方面で活躍。ネスカフェゴールドブレンドのCMには最年少での出演を果たした。昨年は、主演映画「さつまおごじよ」でベルリン国際フィルムメーカ映画祭短編部門最優秀主演男優賞、マドリッド国際映画祭短編映画部門最優秀作品賞を受賞。映画「陽は落ちる」では、ミラノ国際フィルムメーカ映画祭短編映画部門最優秀助演男優賞を受賞。これら受賞作品を再編集した「大河巡る」生まれ変わった「も忘れない」や主演映画「忍性」は記憶に新しい。AMAZONプライムビデオ「ウルトラマンオーブ ジオオリジンサーガ」出演中。また、大伴家持公生誕千三百年を記念した舞台「大伴家持 剣に 歌に 夢が飛ぶ」に主演。今秋は、映画「ウスケボーイズ」「おけちみやく」の上映も控えている。そして、舞台四十年記念公演が決まっている。

史上初女性狂言師 和泉淳子（和泉流宗家 筆頭控え家）

昭和四四年生まれ。狂言和泉流十九世宗家の和泉元秀の長女として生まれる。3歳で初舞台。以後、公式公演に多数出演。昭和六十年、大曲「三番叟」を抜く。昭和六一年「奈須與市語」を抜く。平成元年、成人とともに国立能楽堂において「史上初女性狂言師誕生記念公演」を行う。同年、文部大臣より感謝状を受ける。平成六年「釣狐」を抜く。平成七年、NHK「ひるどき日本列島」キャスターとしてレギュラー出演。その他TVC・ラジオなどで活躍。平成十三年、女性狂言師協会設立、代表に就任。平成二十七年大曲「花子」を抜く。国際文化交流としての海外公演も十四力国三十都市に及ぶ。

全国での学校教育公演を行い、初等教育にも力を注ぐ。金城学院大学講師。日本女子大学附属豊明小・中・高に学び、日本女子大学文学部国文学科卒業。長女・慶子、長男・和秀も初舞台を踏む。

BS試験放送番組審議委員。能楽協会会員。

十世 三宅藤九郎

狂言和泉流十九世宗家・故和泉元秀の次女。二歳半で初舞台。青山学院初・中・高等部・大学（法学部）卒業。

プロの登竜門である大曲「奈須與市語」を十二歳、「三番叟」を十四歳で抜き、十五歳で祖父の人間国宝故・九世三宅藤九郎より指名を受け、名跡を継承。十七歳で十世三宅藤九郎襲名披露公演を国立能楽堂でなす。同年、文部大臣より感謝状を受ける。文化庁委嘱事業「伝統文化子ども教室」の指導や「三宅藤九郎の狂言授業」を全国の小中学校で展開し、小中学生のこころの教育にも精力的な活動を行っている。

海外公演、国際シンポジウムにおいて英語で狂言解説・ワークショップを行う。二〇一二年米国ノースダコタ州立大学芸術学部より、全米でも初となるレギュラーカリキュラムに日本の伝統芸能を取り入れた「Wokashi project」の客員アーティストとして招聘。英語による狂言の制作と指導、公演全般のアートディレクションを行う。その時に制作した英語狂言は二〇一六年在日本米国外使館でも上演され好評を博している。二〇一四年・二〇一六年と内閣府対米広報事業「Walk in U.S. Talk on Japan」で渡米、狂言のプレゼンテーションを計七州十都市で実施した。

和泉節子

昭和十七年六月十一日岐阜県大垣市生。金城学院中等部、高等部、短期大学一貫教育を受ける。昭和四十三年十月二日、和泉流十九世宗家と泉元秀に嫁ぐ。和泉流二十世宗家と泉元彌母、史上初女性狂言師和泉淳子母、十世三宅藤九郎母。和泉流十九世宗家故和泉元秀（宗家在五十一年・重要無形文化財保持者・銀杯一杯拝受）妻。

和泉流宗家宗家会理事長。狂言プロデューサー。株式会社和泉宗家、有限会社ビューティマウンテンいずみ、有限会社和泉節子プロダクション、和泉せつ子音楽出版会社代表取締役社長。著書に「あなたと永遠に」「狂言和泉流宗家に嫁いで」「狂言和泉流宗家 未来永劫への祈り」（河出書房新社）がある。



和泉流宗家の海外公演～日本の狂言を世界の狂言に～

昭和63年 中国公演（日中友好締結15周年記念公演）
 平成2年 マレーシア公演（6ヶ国国際文化交流）
 平成3年 イギリス公演（ジャパンフェスティバル参加
 シェイクスピア狂言&トラディショナル狂言）
 平成5年 アメリカ公演（在ポートランド日本領事館
 在ワシントン日本大使館
 ニューヨークジャパンソサエティ招聘）
 フランス公演（5月パリ日本祭）
 シンガポール公演（11月アジア芸術祭）
 平成6年 フィレンツェ公演（5月オペラ祭）
 フランス公演（12月リール・オペラ座）
 平成7年 デンマーク公演（コペンハーゲンクロンボー
 でシェイクスピア狂言「ハムレット」発表）
 イギリス公演（ロンドン・グローブ座）
 タイ公演（9月在タイ日本大使館主催公演）
 シンガポール公演（アジア芸術祭
 第2回和泉流宗家狂言公演）
 平成8年 中国公演（3月北京・瀋陽・上海・広州公演、
 国際交流基金主催・中国文化省共催）
 中国公演（5月東方戯劇展・学術シンポジウム）
 イギリス公演（8月エジンバラ・
 フェスティバル参加）
 平成9年 フィリピン公演（2月ジャパンフェスティバ
 ル参加）
 ハワイ公演（3月ホノルルフェスティバル参加）
 ヨーロッパ三都市公演（5月～6月、
 国際交流基金協力事業）
 フランス公演（10月ジャパンフェスティバル
 97参加招聘）
 平成10年 ヨーロッパ公演（7月パリ・ケンブリッジ・
 フィレンツェ）
 中国公演（10月アジア芸術祭参加招聘）
 平成11年 中国公演（7月中華人民共和国建国50周年記念）

平成11年 ヨーロッパ公演（9月イタリア・フランス
 ・ドイツ日本年参加）
 アメリカ公演（9月ボストン・ウェルズリー大学）
 平成12年 中国公演（5月「北京で会おう」中国文化省後援）
 アメリカ公演（6月国連婦人年参加）
 平成14年 イギリス公演（ジャパンフェスティバル2001参加）
 中国公演（北京/上海、日中国交正常化30周年記念公演）
 アメリカ公演（ロサンゼルス
 ・サンフランシスコ招聘公演）
 平成15年 中国公演（9月「相約北京」参加）
 アメリカ公演（10月ロスアンゼルス
 ・サンフランシスコ招聘）
 イタリア公演（10月ベネチア大学主催招聘）
 平成16年 中国公演（1月中国芸術研究院主催、
 中国芸術研究院ホール柿落とし公演）
 中国公演（5月「相約北京」参加）
 アメリカ公演（7月ロスアンゼルス招聘）
 平成17年 中国香港・広州公演在香港日本総領事館主催
 （日本香港交流年文化事業）
 中国文化省主催国際シンポジウム参加（広州）
 平成19年 日中文化スポーツ年2007参加
 第8回アジア芸術祭参加
 平成20年 中国・北京公演 北京オリンピック支援事業
 和泉流宗家による狂言公演
 平成21年 アメリカ公演（ロスアンゼルス
 ・サンフランシスコ招聘）
 平成22年 中国公演（上海万博公演）
 平成23年 中国公演
 平成25年 韓国公演（パク大統領就任記念）
 インド公演（バンガロールJAPAN HABBA
 及び大学・日本人学校公演ワークショップ）
 平成27年 イタリア公演（ローマ・ミラノ万博公演）
 サンマリノ共和国公演（サンマリノ神社奉納）
 平成30年 インドネシア公演（国交60周年記念）



狂言 和泉流宗家

〒174-0074 東京都板橋区東新町 2-5 8-7

FAX03-3973-4513 / TEL090-3577-7491

和泉流宗家宗家会 理事長 和 泉 節 子（狂言プロデューサー）



「棒縛」

|| あらすじ ||

酒好きな太郎冠者・次郎冠者、二人の召使いは主人が留守になるたびに酒蔵へ忍び込んで盗み酒をする始末。この事を知りつつ今日も外出する予定の主人は、一計を案じてまず次郎冠者を呼び出し、最近棒の手（|| 護身術 ||）の稽古をしている太郎冠者にその型をさせ、隙を見て縄で括りつけようと提案します・・・。

|| みどころ ||

手を縛られながらも、なんとかして酒を飲もうとする二人の姿が笑いを誘います。棒に縛られた太郎冠者が、勢い余って酒を顔に掛けてしまったり、大盃に顔を近付けようとしてつんのめったりする動作、手の使えない不自由な状態で舞を舞う場面が見どころです。普通の舞では、手にした扇を左右に差し出したりかざしたり、といった型がありますが、本曲の場合、手の自由がきかないので、顎を突き出したり、肩を上げ下げしたりして、その動きを表現しようとします。主人の帰宅時にうたわれる「月は一つ、影は二つ、満つ、満つ潮の」という謡は、能『松風』の謡をもじったもので、主人に縛り上げられても全く懲りない二人です。

のちに歌舞伎や舞踊にも取り入れられた狂言の代表的な演目です。能「松風」の詞章をパロディして両冠者が主人を揶う謡を唄ったり、また縛られた窮屈な状態にて身振り手振りを多用する本曲は、言葉の壁を越えて外国人向けに上演する事も多く、クリントン米元大統領来日の際も、東京赤坂の迎賓館における政府レセプションで披露されたこともあり、和泉流宗家では十四カ国、四十都市で上演される名曲です。